兵庫県電子入札共同運営システム伊丹市運用基準について

兵庫県電子入札共同運営システムを利用する伊丹市の入札に参加いただくためには、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」に同意していただくとともに、この「兵庫県電子入札共同運営システム伊丹市運用基準」の内容について了解していただくことが必要です。兵庫県電子入札共同運営システムを利用する伊丹市の入札に参加された方は、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」に同意するとともに、「兵庫県電子入札共同運営システム伊丹市運用基準」の内容を了解したものとみなされます。

なお、この基準は、伊丹市の電子入札に適用するものであり、兵庫県電子入札共同運営システムの他の参加団体については、その団体の基準が適用されることになりますのでご注意ください。

兵庫県電子入札共同運営システム伊丹市運用基準

1 目 的

この基準は、兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して伊丹市が行う入札(見積り合わせにより契約の相手方を決定するものを含む。以下「電子入札」という。)及びこれに関する一連の手続に関して、必要な事項を定めるものです。

2 利用資格

電子入札に参加いただくためには、当該年度の伊丹市競争入札参加資格を有していることが必要です。本市は、電子入札システムの利用に際して必要なユーザーID及びパスワードを、上記資格の認定通知書に記載することにより発行します。

3 伊丹市が使用する I Cカード

本市は、地方公共団体における組織認証基盤(LGPKI)が発行するICカードを使用して、電子署名を行います。

電子入札の開札結果の通知を含む全ての送信に際しては、総務部契約・検査課長又はその代理の管理職が、入札執行者としてICカードにより執行者署名を付加するものとします。

4 入札参加者が使用する I Cカード等の名義

入札参加者が使用する I Cカードの名義は、本市に受任者を登録していない場合には代表者、 受任者を登録している場合には受任者とします。

入札参加者が特定建設共同企業体の場合は、代表構成員が単社として電子入札システムに登録している I Cカードを使用するものとします。

なお、簡易認証方式による物品入札の I Dとパスワード (別途通知) については、本市に受任者を登録していない場合には代表者、受任者を登録している場合には受任者とします。

5 入札の期間

入札の期間は、原則として、開札日の前日までとし、その他の期間、日時等は、紙媒体(紙の入札書)を提出して行う入札(以下「紙入札」という。)における取扱いに準じて設定します。

なお、入札書提出締切時刻は、電子入札システムの利用時間の終了時刻よりも前の時刻(原則 として入札書提出締切日の午後1時)に設定しますので、ご注意ください。

6 案件の変更

入札執行上の都合により、入札の日時、開札の日時等の変更を行う場合は、入札参加者に対して、電子入札システム上の日時変更通知書により通知するものとします。また、必要に応じて電話等により連絡します。

案件登録後、その内容について錯誤が認められた場合において登録内容を修正する必要がある ときには、錯誤が認められた案件の削除を行った上で、改めて案件登録を行うことがあります。

7 紙入札への変更

電子入札システムに生じた障害、天災、広域的停電等のために、電子入札システムを使用できない場合には、入札方法を電子入札から紙入札に変更することがあります。

8 入札内容に関する質疑・回答

入札参加者は、案件又は案件に係る電子入札について電子入札システムにより質問するときは、 入札参加者名を特定できる内容を記載しないでください。

入札参加者からの質問の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、当該質問者に対しては回答しません。

9 入札参加申込み

一般競争入札に対する電子入札システム上の参加申込みは、競争参加資格確認申請書の送信によるものとします。

10 資料の送信

入札参加資格確認資料及び工事における積算内訳書、物品における見積明細書(以下「提出資料」という。)については、電子入札システムにより電子ファイルを送信することにより提出してください。提出するファイルのファイル名の末尾には、入札参加者の名称を追加してください。(ファイル名の例:「内訳書_〇〇株式会社.xls」)

送信する提出資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出資料を保存するファイルの形式は、案件の公告文又は公表文において特に指定する場合を除き、次のいずれかとします。なお、ファイルには提出資料として必要のない内容又は機能(マクロ等)を付加してはなりません。また、ファイルを圧縮する場合には、LZH形式又はZ1P形式によるものとしますが、自己解凍方式は認めません。

使用アプリケーション

MicrosoftWord

MicrosoftExcel

PDF ファイル

11 郵送等による資料の提出

提出資料のうち次に掲げるものは、入札参加者に対して、郵送又は持参(以下「郵送等」という。)を求めることがあります。

- (1) 提出資料に係るファイルの容量が3MBを超えるもの。
- (2) ウイルス感染があることが判明し完全にウイルスを駆除することができないもの。
- (3) 前各号以外のもので、本市が郵送等によることと指定したもの。

12 注意事項

- (1) 工事における積算内訳書または物品における見積明細書(以下「内訳書等」)の提出を求める案件においては、第1回目の入札金額に対応した内訳書等(本市が指定するレベルのもの)に係るファイルを入札書の「内訳書」欄に添付して送信してください。
- (2) 入札書等の送信には、使用するパソコンの性能、インターネットへの接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行ってください。また、送信後には、受信確認通知書を印刷して保管してください。
- (3) 再入札の可能性がある場合には、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、入札者が電子入札に使用するパソコンの近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認してください。
- (4) I Cカードが失効、閉塞又は破損した場合には電子入札に参加できないので、できれば予備の同一名義人の I Cカードを準備しておいてください。

13 紙入札の承認

電子入札に対して、例外的に紙入札により参加ができる場合は、以下の場合とします。以下の場合に該当し、紙入札による参加について承認を得ようとする場合は、入札参加者は、紙入札承 認願により、電子入札システムを使用できない理由を明らかにして、本市の承認を求めてください。

- (1) 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録を済ませていないにもかかわらず指名を受け、ICカードを取得していないために、電子入札システムへの利用者登録を直ちに行えない場合。
- (2) 前号の場合の外、入札に参加する者にやむを得ない事由があると認められ、かつ入札手続に支障がない場合。

14 紙入札の取り扱い

電子入札に対して紙入札により参加する場合の、入札に関する必要な事項は、原則として本来の紙入札におけるものと同様としますが、次の各号の条件を付します。なお、既に電子入札システムにより受信した競争参加資格確認申請書又は技術資料に係るファイルがある場合には、それらは有効なものとします。

- (1)入札参加申込書及び入札参加資格確認資料を契約担当者が指定した日時に指定した場所へ 持参すること。
- (2) 第1回の入札書及び積算(工事費)内訳書を契約担当者が指定した日時に指定した場所へ 持参すること。
- (3)入札担当職員が入札者に代わって、入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力すること。
- (4) 入札書等への記名押印に際しては、本市に使用印鑑として登録している印鑑を使用すること。

15 入札の辞退

入札参加者は、入札書受付締切日時前で、かつ入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して辞退することができます。

入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札参加者については、 入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとみなします。

入札参加者は、入札書を送信した後に、特別の事情の発生により入札を辞退しようとする場合

には、電子入札システムにより、その理由を付して辞退申請書を送信し、本市の承認を求めてください。本市は、辞退理由を審査の上、その承認または却下を申請者に送信します。却下した場合は、提出された入札書は引き続き有効なものとして取り扱われます。

16 開札状況に関する情報提供

開札手続に非常に時間を要する場合には、電子入札システムに進捗状況を登録することにより、 入札者に情報提供を行います。

17 くじ引きによる落札者の決定

落札(制限付一般競争入札(事後審査型)(以下、「事後審査型」という。)の場合は落札候補)者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、電子入札システムの抽選機能により落札者(事後審査型においては、落札候補者を決定の後の落札者)を決定します。

18 再入札

再入札の必要がある場合には、再入札通知書を入札参加者に送信します。再入札に関連する日時設定は、原則として当日内となりますのでご注意ください。

19 不調随契

不調随契(再入札を実施し落札者がないことを理由とする随意契約)を締結するために見積り 依頼をする場合には、見積依頼通知書を対象者に送信します。

20 打切り

入札を打切る場合には、取止め通知書を入札参加者に送信します。

21 落札決定の保留

低入札価格調査基準価格を設けた場合において低入札価格調査を実施する必要がある場合、または、事後審査型の場合等には、落札決定を保留し、保留通知書を入札参加者に送信します。

22 開札結果の公表

開札結果の公表については、当分の間、従前の方法(契約・検査課における掲示及び本市ホームページへの掲載)により行います。

23 運用基準の変更

本市は必要に応じて、利用者に事前に通知しないで、この運用基準を変更することができます。運用基準変更後に電子入札システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなします。

附則

この基準は、平成18年9月20日から施行します。

附則

この基準は、平成23年10月1日から施行します。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行します。